

北広島観光プロモーション 特産品等展示販売に関する規程

(趣旨) 第1条

この規程は、本町における特産品等の周知によって、観光誘客を図るため北広島観光プロモーション実行委員会(以下本会という)が北広島観光プロモーション事業で行う特産品等展示販売をする特産品等を募集し、展示販売する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(特産品等) 第2条

この規程における特産品等とは、本町において生産、収穫された物品、またはそれを原料として製造された加工品で、本町の気候風土や文化風土と密接に結びついた物品等のことをいう。

(展示販売の基準) 第3条

1 本会は、特産品等の展示販売に当たり、本町への観光誘客に有効であり、本会の観光プロモーションと整合する特産品等の中から、展示販売する場所を管理するものが定める条件に応じて展示販売者を決定する。
2 展示販売者は、町内に事業所を置く者とする。

(特産品等の規格等) 第4条

展示販売を募集する特産品等の規格、期限その他の特産品等の展示販売に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(展示販売の募集) 第5条

特産品等の展示販売の募集は、本会のホームページ等により行う。

(展示販売の申請) 第6条

特産品等を展示販売しようとする者は、北広島観光プロモーション特産品等の展示販売に係る申請書(様式第1号)により、会長に申請するものとする。

(展示販売の決定等) 第7条

会長は、前条に規定する特産品等の展示販売の申請があったときは、当該特産品等の内容を審査し、特産品等の展示販売の可否を決定する。

会長は、特産品等の展示販売の可否の決定をしたときは、北広島観光プロモーション特産品等の展示販売に係る申請書により当該特産品等の展示販売の申請をした者(以下「申請者」という。)に当該決定の内容を北広島観光プロモーション特産品等の展示販売に係る決定通知書(様式第2号)により通知する。

(展示販売の優先順位等) 第8条

前条第1項の規定により特産品等の展示販売の可否を決定するに当たり、同一の期間に複数の特産品等の展示販売の申請があるときは、第3条によりそれらの申請者のうちから展示販売者を決定するものとする。

(展示販売料) 第9条

展示販売料については、展示販売する場所を管理するものが定める展示販売料をもとに、本会で決定する。

(展示販売者の責任等) 第10条

1 特産品等の展示販売物の内容に関する一切の責任は、展示販売者が負うものとする。
2 特産品等の展示作成に要する経費は、展示販売者の負担とする。
3 特産品等の展示販売物の破損、盗難、劣化等に関しては、本会は責任を負わないものとする。

(特産品等の展示販売の取消し) 第11条

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による特産品等の展示販売の決定を取り消すことができる。

(1) 展示販売者が本会の指定する日までに特産品等の展示販売物が準備できないとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、会長が特産品等の展示販売に支障があると認めるとき。

附 則 この規程は、告示の日から施行する。